

令和5年度 全国ホームヘルパー協議会 事業計画

本会の役割と活動の方向性

1. ホームヘルパーは自立支援の視点を持って日々の利用者の生活を観察し、利用者の状況に応じて支援内容を調整する、在宅ケアの最前線と最後の砦を担う専門職である。本会は、ホームヘルパーが担う役割とその重要性を地域社会へ発信し、ホームヘルパーのもつ専門性が広く認知されることを目指して活動を展開する。
2. 利用者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援をおこなうホームヘルパーには、専門性の発揮と質の高いケアが求められる。本会は、研修会の開催や各種媒体を通じた情報提供等により、ホームヘルパーの資質向上を目指した活動を展開する。
3. 介護保険制度の創設以来、制度の見直しが重ねられてきたが、制度の見直しにより利用者の在宅生活が不安定な状況にさらされることは避けなければならない。本会は、調査・提言活動等を行うことにより、利用者の生活を支えるホームヘルパーが、その役割を最大限に発揮できる環境を目指した活動を展開する。

【重点事項】

本会の役割と活動の方向性等を踏まえ、在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーの専門性を発揮するために、令和5年度は以下の重点事項を中心として事業に取り組むこととする。

1. 令和6年度介護報酬改定に向けた要望活動

令和6年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定に向けて、訪問介護の課題整理を行い、在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーが専門性を発揮し、やりがいを持って働き続けることができるよう、厚生労働省等への要望活動を実施する。

2. ホームヘルプサービスの質の向上を図るための取り組み

コロナ禍による、訪問介護の現場への様々な影響や課題を把握し、利用者が安心してホームヘルプサービスを利用し、ホームヘルパーも安心してサービス提供ができるよう、必要に応じて厚生労働省等への働きかけを行う。

また、オンラインサロンや協議員セミナー等を通じて、ホームヘルプサービスの質の向上や専門性の向上を図るための取り組みを行う。

3. 本会組織体制のあり方について

本会組織の財政状況を踏まえ、組織基盤強化に向けた会員サービスの充実などを引き続き図りつつ、本会組織体制の今後のあり方についての協議を行う。

【令和5年度実施事業】

1. ホームヘルプサービスの質の向上を図るための調査・提言活動

訪問介護の現場の実態を踏まえ、ホームヘルプサービスの質の向上に資するよう、令和6年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定に向けた課題等の検討・整理し、厚生労働省等へ提案・要望活動を行う。

2. ホームヘルパーの専門性の向上を図るための取り組み

オンラインサロンの実施やテキストの頒布により、ホームヘルパーの専門性の向上を図るための取り組みを行う。

(1) 「ホームヘルプの質を高めるオンラインサロン」の開催

全国のホームヘルパーを対象に、ホームヘルプサービスの実践・専門性を高めるため、研究・協議するオンラインサロンにより開催することで、より質の高いサービスの実践、ホームヘルパーの地位向上を目指す（年3回程度）。

(2) 倫理綱領ポスターの配布

倫理綱領ポスターの配布を行い、ホームヘルパーが普遍的な専門性を発揮できるよう働きかける。

3. ホームヘルパー及び本会の役割や活動内容についての広報・周知

以下の方法等により、ホームヘルパー及び本会の役割や活動内容の広報・周知と理解の促進を図る。

(1) 本会広報ツールの活用

パンフレット「地域での暮らしに寄り添うホームヘルパー」や本会の役割や活動等を紹介するチラシ、ホームページ等を活用し、地域住民や他の専門職等に対してホームヘルパーの役割・本会の活動内容を周知する。

(2) 全社協広報媒体の活用

『全社協 Action Report』、『全社協地域福祉部 NewsFile』等の全社協広報媒体を活用し、社会福祉関係者に対してホームヘルパー及び本会の役割・活動内容を周知する。

(3) マスコミの活用

マスコミを通して、ホームヘルパー及び本会の役割・活動内容を社会に発信する。

4. 全国ホームヘルパー協議会の組織強化

(1) 本会組織のあり方について

①本会組織の今後のあり方について、正副会長会議、常任協議員会等において協議を行う。

②府県組織の現状と課題を把握し、必要な支援を検討する。

(2) 本会組織の活性化

①会員の拡大

会員拡大ならびに未組織都道府県のホームヘルパーに対する支援を目的として、賛助会員募集の周知の強化を図り、入会を促進する。

②府県組織の組織基盤強化に関する支援

- ・府県組織で行われている、組織基盤の強化に関する取り組みを把握・情報提供を行う。
- ・入会や研修会への参加促進など、各府県内のホームヘルパーに対する働きかけの取り組みを把握・情報提供する。

③府県組織の活動の充実に係る支援

府県組織の事業計画・事業報告等を集約し、事業運営に参考となる情報提供を行うことにより府県組織の活性化および各県の交流促進を図る。

5. ブロック研修会等に対する支援と協力

各ブロック・府県組織で行われる研修会について、講師の派遣や情報提供および助成金の交付等により支援する。

また、各ブロック・府県組織で行われる研修会のうち、希望のある研修会の情報を周辺県へ情報提供することにより、参加者の拡大の支援を行う。

6. 会員に対する実践事例等の情報提供

(1) ヘルパーネットワークの発行・内容及び送付方法の見直し

ホームヘルプサービスや関連情報を掲載した会報誌『ヘルパーネットワーク』(1号)を発行するとともに、内容及び送付方法の見直しに向けた読者アンケートを行う。

(2) 制度・施策の情報提供

ホームヘルプサービスに関する制度・施策の情報を随時収集し、現場にとって必要となる情報を発信する。

(3) ホームページの運用

ホームページの掲載記事の募集の強化を行い、情報発信内容の充実に努める。

(4) ヘルパー協情報(令和5年度版)の発行

本会の基本情報を盛り込んだ『ヘルパー協情報』を作成し、協議員・各府県組織事務局に配布する。

7. 関係団体・組織との連携、協力

各検討会・会議等への委員の派遣、団体等への参画を通し、ホームヘルパーの役割・専門性への理解を広めるとともに、各関係団体との連携・協力を進める。

- (1) 厚生労働省関係（老人保健健康増進等事業）
- (2) 全社協関係
 - ①全社協 評議員会
 - ②政策委員会
 - ③国際社会福祉基金委員会
- (3) その他
 - ①社会福祉法人福利厚生センター評議員
 - ②高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会
 - ③各専門職団体

8. 諸会議の開催

- (1) 協議員総会の開催（年2回／令和5年5月12日（金）、令和6年3月5日（火））
- (2) 協議員意見交換会の開催（年1回程度）
- (3) 正副会長会議の開催（年5回程度）
- (4) 常任協議員会の開催（年3回程度）